

## 平成 29 年度第 1 回長野県政府調達苦情検討委員会次第

日時：平成 29 年 9 月 12 日（火）13 時 00 分から 13 時 30 分

場所：JA 長野県ビル 12F 会議室

### 1 開 会

#### ○事務局

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。只今から、平成 29 年度第 1 回長野県政府調達苦情検討委員会を開会いたします。

本日の進行を務めます、会計局契約・検査課 企画幹の岡沢雅孝でございます。どうぞよろしくお願いたします。委員の皆様におかれましては、9 月 1 日から 3 年間ということで、長野県政府調達苦情検討委員会委員に委嘱させていただきました。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、5 名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱第 6 条第 1 項の規定により定足数を満たしておりますので会議が成立していることを、ご報告いたします。

また、今回の委員会は、公開での審議となりますので、会議録は後日、県の公式ホームページで公表されますので、あらかじめお知らせします。

なお、会議の終了時刻につきましては、13 時 30 分を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次第に従いまして、進行してまいります。はじめに県を代表しまして、清水会計管理者兼会計局長 から、ご挨拶を申し上げます。

### 2 あいさつ

#### ○清水会計管理者兼会計局長

こんにちは。会計管理者兼会計局長の清水深でございます。委員の皆様、本日は、お忙しい中お集まりいただき厚く御礼申し上げます。私ども長野県は昨年度、WTO 関係の苦情対応ということで、適正に苦情対応を行える体制を整えるために、政府調達に関する苦情の処理手続きの規程の改正を行ってこの委員会を設置したという流れでございます。後ほど説明あるかと思いますが、この委員会は、政府調達に関する協定の対象となる契約の入札、あるいは契約手続き、こういったものに関しまして、調達機関から独立した機関として、申し立てられました苦情の検討を行うという委員会でございます。7 月に前の委員さんの任期が切れたことから、今回、委員の皆さんの改選を行いました。皆様には快くお引き受けいただきまして感謝申し上げます。今日の会議事項ですが、委員長の選任に引き続き、委員会の概要ということで、詳しくは説明いたします。非常に限られた時間の中で、説明が多くなるかと思いますが、忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げます。本日はよろしくお願いたします。

### 3 委員紹介

○事務局

ここで、委員の皆様をご紹介させていただきます。名簿順にご紹介させていただきます。  
碓井光明委員さんでございます。

○碓井光明委員

碓井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局

奥原みどり委員さんでございます。

○奥原みどり委員

奥原です。よろしく申し上げます。

○事務局

柳澤修嗣委員さんでございます。

○柳澤修嗣委員

柳澤でございます。よろしく申し上げます。

○事務局

吉野洋一委員さんでございます。

○吉野洋一委員

吉野です。よろしく申し上げます。

○事務局

渡辺ひさみ委員さんでございます。

○渡辺ひさみ委員

渡辺です。よろしく申し上げます。

○事務局

続いて事務局の自己紹介をさせていただきます。

○契約・検査課長丸山進

契約・検査課長の丸山進でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 4 委員長等の選任について

##### ○事務局

次に本委員会設置要綱に基づきまして、委員長を委員の皆様にご互選していただきたいと思っております。委員長選任について、ご発言がありましたらよろしく申し上げます。

##### ○吉野委員

はい。前任期で委員長をやっていただきました、碓井委員に委員長をやっていただくのが良いと思っております。

##### ○事務局

只今吉野委員さんから碓井委員さんを委員長に、とのご提案がありました。皆さんよろしいでしょうか。

##### ○委員一同

異議なし。

##### ○事務局

それでは、碓井委員さんに委員長をお願いいたします。碓井委員長さんは、委員長席にお移りください。それでは、碓井委員長さんに一言ご挨拶と、続いて、会議の進行をお願いいたします。

##### ○碓井委員長

只今委員長に選任されました碓井です。どうぞよろしく申し上げます。前の3年間、幸いなことに何も案件が出てこなかったわけでありまして。これからの3年間もそのように期待をしておりますが、この委員会で扱う案件は、いつ何時出てくるかわからないという検討委員会でございますので、それに備えて、勉強させていただきたいと思っております。どうかご協力をよろしく申し上げます。

それではまず、委員長代理についてでございます。委員長代理ですが、この委員会の設置要綱によりまして、委員長の私が指名することとされております。私といたしましては、吉野委員に委員長代理をやっていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

#### 5 政府調達苦情検討委員会の概要について

##### ○碓井委員長

それでは、次に、前任期から引き続きの方もいらっしゃいますけれども、新しい委員会が始まりましたので、「政府調達苦情検討委員会の概要」につきまして事務局から説明をお願いします。

## ○事務局

まずはじめに資料についてですが、資料1として本委員会の概要と手続きのフローをお示ししてございます。資料2以降に、参考といたしまして、本委員会の設置要綱など、本委員会に関わる規定、要領、要綱とそういったものをお付けしてございます。

お時間の都合もございますので、資料1に沿いまして、本委員会の概要および処理手続きの流れについてご説明させていただきます。1ページの資料1、政府調達苦情検討委員会の概要についてをご覧ください。まず、1の本委員会の目的でございますけれども、政府調達に関する協定、こちらわが国を始めとした国々で締結されました、国、地方公共団体等の物品等の調達の手続きを定めた国際約束でございますけれども、その協定等の対象となる調達に係る契約の苦情につきまして、資料2以降にお付けしてございます規定に基づき処理を行い、それによって、調達の手続きの一層の透明性及び公平性を確保することが、委員会の目的でございます。

次に、苦情検討の対象となる政府調達に関する協定等の対象となる契約につきましては、2の苦情検討の対象となる契約の表のとおりでございます。対象となる契約は、政府調達に関する協定に定められました、契約種類の内、予定金額が一定以上の案件が対象となりまして、現在のところ、物品等の調達契約、こちらに関しては、3,300万円以上。特定役務のうち建設工事の調達契約、基本的には、建設工事に関わる契約なのですが、それらについては24億7,000万円以上。特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約、建築やあるいは建設工事に関わる測量等の委託の業務になりますけれども、こちらが2億4,000万円以上。最後に、特定役務のうち上記以外の調達契約、こちらは建物の清掃業務等が対象となっているのですが、こちらが3,300万円以上。というのが現在のところ対象の契約となっております。

次に苦情の申し立てができる者、また苦情の申し立ての範囲、苦情を申し立てることができる期間につきましては3に記載してあるとおりでございます。苦情の申し立てができる者の欄でございます、供給者についてですが、こちらは表に記載があるとおりではありますが、この内、物品等の提供を行うことが可能であった者とは、入札等に参加した者はもちろんなのですが、参加しようとしたが調達手続きに違反があったため参加しなかった者等を指すものでございます。また、苦情の申し立ての範囲につきましては、その調達手続きの全体が対象となっております。例えば、入札参加資格の審査におきまして、他の国の供給者に不必要な障害をもたらすことを目的として審査が行われたと判断した場合等の、その審査等がございます。苦情申立て期間は、事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内でありまして、実際にその10日以内にあたるかどうかは、案件ごとに決めるということになります。

次に、4の苦情に対する委員会からの回答期限でございますけれども、まず苦情が申し立てられた場合、それを受理するか否かということをお判断することになります。こちらにつきましては、県の休日を除きまして、10日以内にその受理・不受理の判断をする必要がございます。なお、その判断につきましては、資料4でお付けしております、長野県政府調達苦情検討委員会運営要領で、委員長が専決できる事項となっております。また、苦情を受理した場合の検討結果の報告につきましては、こちらについては建設工事以外の契約にあつては申立後90日以内、建設工事にあつては50日以内に行うこととしております。

5の申し立てられた苦情への対応についてでございますけれども、こちらは苦情の申し立てがあった場合は、原則といたしまして、委員会から発注している調達機関へ苦情の処理期間中の契約締結または契約の執行の停止を要請いたします。その後、苦情の検討にあたりまして、調達機関、苦情申立人双方から説明や文章の提出を求めるなどして、調達に関する状況を整理し、検討を行っていただきます。委員会の検討が終了した際には、検討結果の報告書を作成いたしまして、苦情申立人及び調達機関に送付することとなっております。また、検討により協定等に定める措置が行われていないと判断された場合には、新たな調達の手続きを行うことなどの是正策を含めた内容の提案書を作成いたしまして、苦情申立人などに送付することとなっております。こちらの委員会からの契約締結の停止等の要請、あるいは是正策の提案双方とも強制力はないものでして、最終的には調達機関の判断によりその対応がなされるものとなっております。

6なのですけれども、こちらは苦情申し立ての状況につきまして、当県および、他都道府県の状態をまとめたものでございます。当県においては、こちらの表に記載のとおり、平成24年から28年にかけてはもちろんなのですけれども、それ以前、平成8年の制度発足以来苦情申し立ての実績はございません。全国で見ますと、平成24年から平成28年の間で、当課で把握している限りにおいてなのですけれども、申し立て12件、うち苦情を受理した案件は6件の実績があるところでございます。ただし苦情の内容を認めた案件は、全国で見た場合もございません。

一枚おめくりいただきまして、対応のフロー図が2ページに載っております。こちらは先ほどご説明した内容を含めまして、苦情の対応に関する処理手続きを時系列に沿ったかたちで整理したものでございます。こちら苦情申立人と調達機関との協議の段階から記載が始まっているのですけれども、委員の皆様にも主にご対応いただきたいところはフロー下部の検討開始のところとですね、もう一点、報告書及び提案書の作成・送付こちらを主にご対応いただくことになっております。資料2以降の実際の実務要綱であるとか処理手続きの規定なのですけれども、こちらにつきましては、またお時間のある時にご一読いただければ幸いです。概要についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○碓井委員長

どうもありがとうございました。只今概要についてご説明いただきましたけれども、これについてご質問ありましたらよろしくお願いいたします。

どうぞ吉野さん。

#### ○吉野委員

資料2から先について、説明はないのですね。ちょっと言いたいこと聞きたいことあるのだけど、よろしいですか。

前回、昨年6月にこの委員会立ち上げの時に議論になりました、議事録の公開でございますけれども、資料4の運営要領の5の議事録の(2)、「議事録の公開については、別に定める。」となりましたし、それから資料5、議事録の公開基準、それからこの委員会運営にあたっての留意事項、初めてお示しいただいたと思います。前回いろいろ議論がござい

ましたけれども、運営について、それと運営にあたっての留意事項が出たことにつきましては、これまであまりはっきりしなかったところが明確になったということで、ありがたいなと思っております。それで、この公開基準なり、その留意事項については、何かほかに例があったのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○事務局

会議録の公開基準であるとか、会議の公開等の規定は、他県にも類似のものはありまして。

○吉野委員

では、長野県独自でお作りになったっていうことですか。

○事務局

そうです。それらを参考にいたしまして作成したところでございます。

○吉野委員

わかりました。

○碓井委員長

ほかになにか。はい、渡辺委員。

○渡辺委員

苦情検討の対象になる契約ですけれども、どのくらいの件数が見込まれるか。

○碓井委員長

長野県において。

○渡辺委員

長野で。

○事務局

長野県においてなのですけれども、古いデータで申し訳ないのですけれども、平成27年においては、物品の調達契約あるいは建設工事、あるいは特定役務の契約、そういったものをすべて含めまして、86件の契約が長野県では締結されました。それ以前まで遡った場合にも、だいたい7、80件程度というところここ数年は推移しているところではないかと思えます。

○碓井委員長

可能性のある案件はそれだけあったということ。苦情申し立てをすればなし得たであろう案件は。

○事務局

そうです、政府調達に関する協定の適用対象になる契約というものはそのぐらいの契約数です。

○碓井委員長

それは気をつけてもらわなければ。

○事務局

ちなみに資料にはお付けしていないのですけれども、ここ数年で、全国で受理された6件の苦情なのですけれども、それらはすべて防災ヘリコプターの調達でございます。大分・秋田・徳島・山梨の各県で、1県当たり複数の苦情が出たところもございますので、それらを含めまして、全部で6件苦情が申し立てられたところがございます。

○事務局

ということで、今長野県の防災ヘリがない状態になってます。どういう調達の仕方をするか決まっているわけではないのですけれども、そう遠くない将来、防災ヘリの案件で、検討することがありうるのかなと思っていますので、冒頭委員長さんが懸念をしておりましたけれども、ないとも限らないというのが実態かなと思っています。

○碓井委員長

ほかにいかがですか。

私から1点質問いいですか。国の場合には、国の政府調達苦情委員会があり、国立大学法人の調達についても同じ政府調達苦情委員会が所管しているのです。だから国立大の東京大学が引っかかったケースがあるのです、実際に。長野県も今まで短大だったのですが、県立大学はやはり地方独立行政法人としての法人なのですか。違いますか。あれは県自体じゃないのでしょうか、設置主体。地方独立行政法人で作るわけではない。今ほとんど大学は地方独立行政法人で作るのですが。

○事務局

運営は独立行政法人。

○碓井委員長

そういう場合にその適用から外れてしまうことになるのか。これちょっと調べておいていただきたいと思います。いや、わかっていればいいのだけれども。国の場合は国立大法人は適用になるのだけれども。地方公共団体の場合はどうなるのか。

ああいうところは、大型の機器等を東大は導入しているのですけれども、そうすると、外国の事業者が入ってこようとして。

○事務局

ちょっと調べさせてください。

○碓井委員長  
そんなに急がなくて。

○事務局  
大学もあるし、病院もあります。

○碓井委員長  
そう病院もある。

○事務局  
確認させていただきます。

○碓井委員長  
ほかにいかがでしょうか。はい、それではご説明につきましてはその程度にさせていただきます。そのほかに何かご発言がありましたら。よろしゅうございますか。それでは予定していました議事は終了いたします。進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。事務局にお返しします。

## 6 その他

○事務局  
はい、碓井委員長さんどうもありがとうございました。それでは次第「6 その他」でございます。事務局からは、今後の本委員会についてでございますが、基本的には苦情の申し立てがあった場合に開催することとなります。そのため、しばらく開催がない場合もあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。  
委員の皆様から何かございますでしょうか。

○委員一同  
なし。

## 7 閉 会

○事務局  
ないようですので以上をもちまして、平成 29 年度第 1 回長野県政府調達苦情検討委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

○委員一同  
ありがとうございました。

